官　庁　報

官　庁　事　項

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十八条第一項及び附則第二条の九第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫から平成29年６月26日付け89企第２号をもって「危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について」が下記のとおり報告されたことから、同法第四十八条第二項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成 29 年８月 28 日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について

１．平成29年３月期（第88期）の危機対応準備金及び特別準備金の額
危機対応準備金　1,500億円
特別準備金　4,008億円

２．平成30年３月期（第89期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠
⑴　平成29年３月期（第88期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し
危機対応準備金　1,500億円　（前年同期比　変わらず）
特別準備金　4,008億円　（前年同期比　変わらず）
⑵　危機対応準備金及び特別準備金の額の見通しの根拠
平成30年３月期（第89期）は欠損のてん補及び国庫納付のいずれも予定していないため

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７４号
北海道小樽市長橋５丁目18番６号
債務者　平尾　　進
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７５号
北海道小樽市長橋５丁目18番６号
債務者　平尾智江美
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市砂子下15番地１　砂子下団地504号
債務者　越川小百合
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第９４号
茨城県取手市青柳138番地１　サン星宮202号
債務者　横田　友幸
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
富山県魚津市本江3160番地２
債務者　佐々木　功
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第５１号
長野県小諸市大字西原５番地５　小諸ハイタウン310号
債務者　友成　　博
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１４５号
静岡県富士宮市大中里435番地の１
債務者　古屋　　誠
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１５０号
静岡県富士市今泉2098番地の14
債務者　石井　章子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１５７号
静岡県富士市五貫島172番地の３
債務者　長谷川博文
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1478番地の20
債務者　渡邊　　博
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２９号
静岡県下田市二丁目５番８号
債務者　服部　洋一
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　　静岡地方裁判所下田支部